

健康ちば地域・職域連携推進協議会運営要綱

(設置)

第 1 条 千葉県地域・職域連携推進事業実施要綱第 3 の (1) に基づき、同要綱第 3 (2) に規定する県協議会として、「健康ちば地域・職域連携推進協議会」(以下「県協議会」という。)を開催する。

なお、この協議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく、附属機関の性質を有しない。

(協議事項)

第 2 条 県協議会は、広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するとともに、健康ちば 21 (県健康増進計画) の推進に寄与するため、次の事項を協議する。

- (1) 県民の健康課題の明確化に関すること。
- (2) 健康ちば 21 の策定、推進及び実績の評価に関する協議並びに検討等に関すること。
- (3) 保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有等に関すること。
- (4) 連携事業に係る実施計画の策定、推進及び事業評価に関すること。
- (5) 保健関係資源の相互有効活用に関すること。
- (6) 保健所圏協議会の取組についての広域的な調整に関すること。
- (7) その他、広域的な地域・職域連携の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 県協議会は、地域保健関係機関及び職域保健関係機関、健診機関、保健医療関係団体、学識経験者、県民・就労者の代表等の委員をもって構成する。

- 2 県協議会に会長及び副会長を置くこととし、会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、必要に応じて県が招集し、議長は会長が務めるものとする。

- 2 県は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 第2条に掲げる業務を円滑に推進するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、協議会会長が指名する委員及び協議会会長が指定する関係機関等から推薦された者で組織する。

(事務局)

第6条 県協議会の庶務は、健康福祉部健康づくり支援課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

第8条 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。